

てそれに順應すべきが、新しき企業家のるべき態度であるとなし、慎重熟慮の結果日本労働同盟關東大會同賀會長松岡駒吉氏と數回折衝の結果遂に關東合同労働組合川崎支部を製鋼労働組合と公認して、之を公認し、其團體交渉権を認めるに至つたのである。

而して大正十五年二月十六日、左の覺書を交換したのである。

#### 覺書

- 一、東京製鋼株式會社從業員ハ原則トシテ日本労働總同盟製鋼労働組合員タルコト
- 二、東京製鋼株式會社ハ日本労働總同盟製鋼労働組合ヲ公認シ團體交渉権ヲ認ムルコト
- 三、労資双方トモ一切ノ労働條件ノ改善ニ關シテハ一般製鋼產業ノ條件ヲ充分ニ考慮スルコト
- 四、組合ハ不良組合員ニ對シテ其責任ヲ負フコト
- 五、會社ハ出來得ル限り從業員ヲ優遇シ、組合ハ作業能率ノ増進ニ努力スルコト

東京製鋼株式會社  
事務取締役 赤 松 範 一  
日本労働總同盟關東大會同賀會  
會 長 松 岡 駒 吉

#### 團體交渉承認の意義

かくして、製鋼労働組合は同會社所屬各工場に宣傳組織運動を開始し、同年三月二十一日川崎支部、續いて深川支部、小倉支部、川崎麻糸支部の創立が行はれ、七月十五日兵庫支部の創立を最後として、茲に全く東京製鋼株式會社工場は製鋼労働組合の縫付工場となつた次第である。

覺書に示されたる精神は、製鋼労働組合を公認し、其團體交渉権を承認したる處に在る。第一條、並に第二條はそれに該當するのであつて、三、四、五條は、要するに其通用に對する附則規定である。

云ふ迄もなく労働組合本來の目的は、労働組合員にとつて最も有利なる労働條件を獲得するのである。而して有利なる労働條件を獲得するには、労働組合は雇主なる資本家に對して團體交渉権を活用し、労働條件を協定して集合契約を行ふのである。これ労働組合の生命とも云ふべき重大なる任務である。